

鳥取市告示第 2 9 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 8 年 6 月 8 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	上原自治会
区 域	鳥取市上原 8 2 番地 1 から 4 1 1 番地 3 までの区域とする。ただし、鳥取市上原 1 1 8 番地 5、同 1 1 8 番地 8 及び同 1 1 8 番地 9 を除く。
主たる事務所	鳥取市上原 8 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
畑	4,472 m ²	鳥取市上原字神下り坂大ナル道ノ下 9 2 3 番 1

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和 8 年 6 月 8 日から令和 8 年 9 月 8 日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）第 2 2 条の 3 第 2 項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担 当 課 鳥取市市民生活部協働推進課

氏名又は名称	住 所	共有持分
中村健三	鳥取市上原 2 2 1 番地	7 分の 1
加藤新太郎	鳥取市上原 2 0 0 番地	7 分の 1
藤岡円蔵	鳥取市上原 4 1 番屋敷	7 分の 1
徳永幾蔵	鳥取市上原 5 番屋敷	7 分の 1
大賀猪之蔵	鳥取市上原 6 3 番屋敷	7 分の 1
加藤由治	鳥取市上原 2 6 0 番地	7 分の 1
藤岡雄三	鳥取市上原 1 3 番次 1 番屋敷	7 分の 1